第七百九十六条第三項第一号	次に掲げる額の合計額 イ　吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社（以下この号において「消滅会社等の株主等」という。）に対して交付する存続株式会社等の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額 ロ　消滅会社等の株主等に対して交付する存続株式会社等の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額 ハ　消滅会社等の株主等に対して交付する存続株式会社等の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社	特定株式発行等に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する当該認定事業再編事業者である株式会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額
第七百九十六条第三項第二号		法務省令	主務省令	
第七百九十六条第四項		法務省令	主務省令	
		前条第一項	第百九十九条第二項	
		吸収合併等	特定株式発行等	
		存続株式会社等に	当該認定事業再編事業者である株式会社に	
		当該存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社	
		効力発生日	当該募集事項を定めなければ	
		吸収合併契約等の承認を受けなければ	当該募集事項を定めなければ	
第七百九十七条第一項	吸収合併等	存続株式会社等	特定株式発行等	
	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社	特定株式発行等	
第七百九十七条第二項第一号（イ及びロ以外の部分に限る。）	吸収合併等	存続株式会社等	特定株式発行等	

第七百九十七条第二項第一号イ	吸収合併等	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社	特定株式発行等
第七百九十七条第三項	当該存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社	当該認定事業再編事業者である株式会社	特定株式発行等
	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社	当該認定事業再編事業者である株式会社	特定株式発行等
	効力発生日	当該認定事業再編事業者である株式会社	当該認定事業再編事業者である株式会社	特定株式発行等
	吸収合併等をする旨並びに消滅会社等の商号及び住所（第七百九十五条第三項に規定する場合にあっては、吸収合併等をする旨、消滅会社等の商号及び住所並びに同項の株式に関する事項）	当該認定事業再編事業者である株式会社	当該認定事業再編事業者である株式会社	特定株式発行等をする旨並びに当該他の株式会社又は外国法人の商号又は名称及び住所
第七百九十七条第四項第一号	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社	当該認定事業再編事業者である株式会社	特定株式発行等
第七百九十七条第四項第二号	第七百九十五条第一項の株主総会の決議によって吸収合併契約等の承認を受けた場合	当該認定事業再編事業者である株式会社	当該認定事業再編事業者である株式会社	第百九十九条第二項の株主総会の決議によって募集事項を定めた場合
第七百九十七条第五項	効力発生日	特定期日等	特定期日等	特定期日等
第七百九十七条第六項	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社	当該認定事業再編事業者である株式会社	当該認定事業再編事業者である株式会社
第七百九十七条第七項	吸収合併等を中止	特定株式発行等の全部を中止	特定株式発行等の全部を中止	特定株式発行等の全部を中止
第七百九十七条第八項第二項	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社	当該認定事業再編事業者である株式会社	当該認定事業再編事業者である株式会社
	効力発生日	特定期日等	特定期日等	特定期日等
第七百九十八条第三項	効力発生日	特定期日等	特定期日等	特定期日等
第七百九十八条第四項	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社	当該認定事業再編事業者である株式会社	当該認定事業再編事業者である株式会社

4　第一項の場合における商業登記法第五十六条の規定の適用については、同条中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。）及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項の認定（同法第二十五条第一項の変更の認定を含む。）を受けた計画に従つた株式の発行であることを証する書面」とする。

（全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例）

第三十五条　認定事業再編事業者が認定事業再編計画に従って公開買付けの方法により他の株式会社の株式を取得した場合（当該他の株式会社の総株主の議決権の十分の九以上の数の議決権及び会社法第百八条第一項第七号に掲げる事項についての定款の定めを設けようとする種類の株式の種類株